

# 法科大学院制度

法曹養成の新しい改正理念たる「3+2」をご存じでしょうか。

法学部3年+法科大学院2年に司法修習1年を加え、最短6年での法曹資格取得が可能になりました。本号では、その法改正を総論で紹介し、各論として、現在、各法科大学院で教えておられるお三方に、その現状と課題等について、興味深い生のお話を伺いました。司法現場の経験豊富な練達の士のお話は、この20年弱の法曹養成制度の歴史の裏も表も縦横に行き来し、尽きることはありませんでした。

LIBRA 編集会議 味岡 康子

## CONTENTS

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 総論 1：今般の法曹養成制度関連法令の改正と今後の展望（関 理秀）   | 2頁 |
| 総論 2：法科大学院制度を占う3つの視点（三澤英嗣）          | 4頁 |
| 座談会：ロースクールはどこへ行くのか（山本和彦・加藤新太郎・須藤典明） | 6頁 |

## 総論 1

### 今般の法曹養成制度関連法令の改正と今後の展望

法曹養成センター副委員長 関 理秀 (61期)



#### 1 法曹養成制度関連法令の改正の概要

2004年4月、新しい法曹養成制度の中核としての機能が期待されて設立された法科大学院は、2020年に17年目を迎えた。この間、志ある有為な人材が法曹を目指し、法科大学院を修了して司法試験に合格し、法曹として活躍している。弁護士数は4万人を超えたが、そのうち新司法試験出身者は既に3分の1を超え、半数に迫る。

他方、当初の想定に届かない司法試験合格率や、景気動向、制度が流動的なことへの不安などから、法曹志望者は減少していると言われている。有為な人材が社会の重要なインフラともいえる法曹から離れている現状は、我が国の法曹界にとって憂慮すべき事

態である。

そこで、法曹になるまでの時間的負担を軽減し、法曹志望者、法科大学院志願者を増加させるべく、2019年6月、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」「学校教育法」「司法試験法」「裁判所法」の改正がなされた。

法改正の趣旨は、①法学部（法文学部等の法律系学部を含む。以下同じ）に「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という）を設置、②法曹コースは3年卒業を推奨し、法科大学院の既修者コース（2年）と連携した「3+2」での法科大学院修了を目指す、③法科大学院在学中の最終年次（未修3年次、既修2年次）に司法試験を受験することを可能にするという点にある。

## 2 法曹コースとは

法曹コースは、法科大学院の既修者コースへの進学を希望する学部生を対象に、法学部において、未修者1年次に相当する教育を行うために設置される。法学部から法科大学院既修者コースへの連続性のある教育が提供されることが期待される。コース設置のためには、大学の法学部が法科大学院（自校だけでなく、他校の法科大学院でも良い）と連携協定を締結し、文部科学大臣が法曹コースとしての認定をする。2020年3月26日現在、法学部と法科大学院が連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けた事例は56件、うち、自校同士の連携が25件、法科大学院が募集停止した大学の法学部が他校の法科大学院と連携をした例が、7校23件である。また、後述の特別選抜枠において、一定の範囲の地方の法学部と連携する場合、例外的に特別な推薦枠等の設定が認められる（地方枠）。地方の法学部4校11件の地方枠に該当する連携協定が締結されている（文部科学省ホームページ「文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧」([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/1422481\\_00007.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422481_00007.htm)) 参照)。

法曹コースに入った学生は、可能であれば3年で卒業することが推奨されている。法曹コース修了見込みの者は、法科大学院既修者コースの入学者選抜について、特別選抜枠での選抜を受ける資格が与えられる。

特別選抜枠には「5年一貫型」「開放型」の2種類があり、開放型の場合、入学者選抜において、法律学に関する論文式試験が課されるが、5年一貫型では法律学に関する試験は課されず、学部の成績等によって選抜が行われる。文部科学省通知によれば、特別選抜枠による選抜は定員の2分の1を上限とし、うち5年一貫型は原則として4分の1を上限とすること

とされている。5年一貫型は、連携先の法曹コース在籍者しか受験できないが、開放型は、当面の間、法曹コース在籍者であれば、所属大学を問わず受験することができる。

2020年4月に学部2年生になった学生を対象として、法曹コースは既にスタートしている。

## 3 在学中受験について

また、改正法により、法科大学院修了を受験資格とするに加え、法科大学院在学中に修了見込みの資格での司法試験受験（在学中受験）が可能になる。法科大学院で既修1年次、未修2年次終了までに所定の単位を修得するなどの要件を充たした者が対象である。在学中受験による司法試験合格者は、法科大学院を修了することで司法修習生になる資格が付与される。

修了後5年5回とされていた受験回数制限については、在学中受験をした場合、その受験が1回目受験とされ、その後4回まで受験可能になる。他方、在学中受験を選択しなかった学生は、これまでどおり修了後5年5回受験できる。試験時期は、法科大学院最終年次の7月中旬から下旬ころとされた。初回の在学中受験は、今年4月に法曹コースに進学した学部2年生が、「3+2」で法科大学院最終年次を迎える2023年から実施される。

## 4 制度改正の目的と今後の課題

現行制度で法科大学院を修了して法曹になるには、大学4年間、法科大学院の既修者コースで2年間、修了後の司法試験受験と司法修習1年間で、大学入学から最短約7年9か月の期間が必要である。法改正により、法曹コースを修了して早期卒業か飛び入学

で既修者コースに進学，在学中受験で合格すれば，司法修習1年間を合わせ，大学入学から最短6年で法曹資格を取得することができる。

他方，今般の法改正により時間的負担軽減の恩恵を受ける者の多くは，大学入学時から法曹を目指していたような若年の法曹志望者である。本来，公平性，開放性，多様性を旨として設置された法科大学院にとって，一定の範囲の学生のみにも照準を合わせる法改正の是非は今後問われることになる。残された課題であ

る未修者教育の充実や，多様性を確保するための社会人学生向けの取組みを加速させなければならない。

また，勉強する期間が短縮されることで，学生の指向が受験対策に傾いてしまうのではないか，という批判も強い。これまでの17年間で培われてきた，臨床教育，実務教育を含む法科大学院における幅広い学びを，今後も維持，発展させていくことができるのか，法科大学院関係者，ひいては指導する法曹が一丸となって取り組んでいく必要がある。

## 総論 2

### 法科大学院制度を占う3つの視点

弁護士法人三田パブリック法律事務所 三澤 英嗣 (48 期)



#### 1 はじめに

2019年6月，法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が成立した（以下「改正法」という）。これまでは，法科大学院3年制を原則とし，法学既修者はその例外として2年教育を施され，法科大学院が法曹を育成するという仕組みであった。しかし，法曹志願者の減少の理由とされる時間的・経済的負担を解消する方法として，上記改正法により，「法学部3年+法科大学院2年」の法曹コースが新設され，法学部の一部が法曹養成に組み込まれ，しかも，法科大学院未修了の法科大学院未修3年次・既修2年次に司法試験受験が可能となった。かろうじて，司法修習生となる資格として法科大学院修了を要件としてはいるが，予備試験制度からの圧を受けてきたとはいえ，法科大学院は

自らの中核性に疑義を生じさせてしまった。

過日の司法試験委員会において司法試験実施時期が7月となることが概ね決まり，改正後の制度が少しずつ見えてきたので，法科大学院制度の今後を占うための3つの視点を指摘する。

#### 2 法曹コースの規模

まず，1つめの視点は，実際の法曹コースの規模である。法曹コースの定員は，制度上は，法科大学院の入学定員の2分の1を上限とし，特に5年一貫コースの定員は，同入学定員の4分の1を上限としているが，文部科学省は，この法曹コースの質保証として，法曹コースの修了後1年目の司法試験の合格率（70%以上）を厳しく求めている。その結果，法科大学院の現場では，法曹コースの合格率を上げるために，

その入学者数を相当絞り込まざるを得ない。しかし、それでは、時間的・経済的負担の解消の恩恵を受けられる学生数が限定されてしまい、もともとの「3+2」導入の趣旨に反することになりかねない。

### 3 法科大学院教育に与える影響

2つめの視点は、法科大学院教育に与える影響である。前述のとおり、法曹コースを設置した法学部・法科大学院には、修了後1年目の司法試験合格率が高く設定されているため、勢い、法曹コースの授業は、司法試験合格率70%以上を達成するためのものとなる。法学部には教養科目の履修があることから、5年一貫コースにおける法学部での法律科目の授業は2年間程度しかなく、さらに、在学中受験制度が導入されたため、法曹コースの法科大学院の授業は、入学後から、翌年7月の司法試験の受験を強く意識したものにならざるを得ない。

そして、この法曹コースが持つ受験対策的傾向は、法曹コース以外の学生にも影響を及ぼす。すなわち、法曹コースとそれ以外のコースを別々に授業することは、法科大学院の教員において現実的ではないため、法曹コースの学生が、法科大学院既修1年次に入学してきたとき、3年コースの未修2年次と同一の授業を実施することになるが、両者の学習量の違いから、授業は極めて難しい。いわゆる純粹未修者であれば、一緒の授業は確実に不可能であろう。

### 4 後退する実務系科目の位置づけ

3つめの視点は、実務系科目の位置づけが後退するおそれである。すなわち、法科大学院では10単位以上の実務系科目取得が求められており、そのうち、民

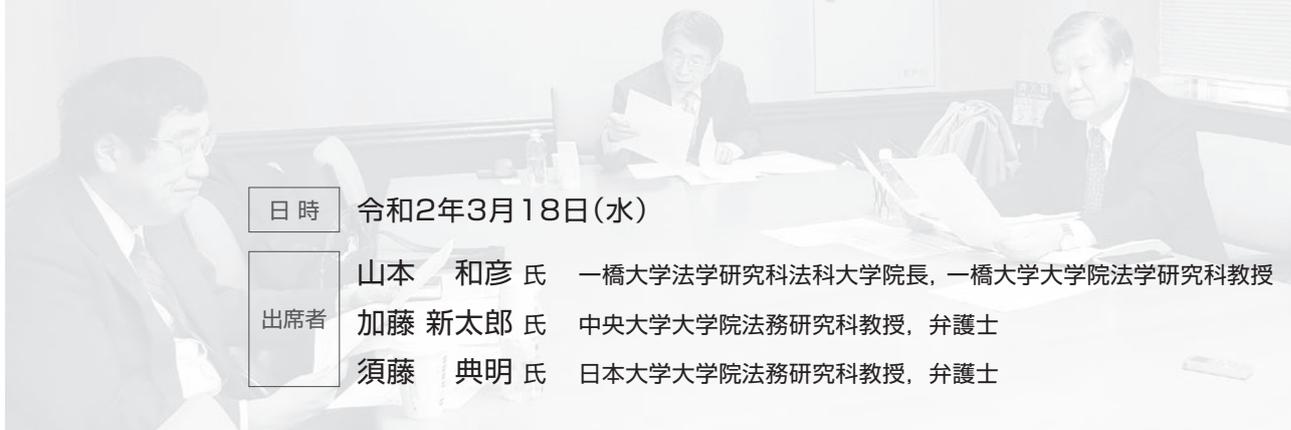
事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理は必修科目とされている。ところで、在学中受験が導入されたことに伴い、学生は、その受験資格を得るため、法科大学院未修2年次・既修1年次未までに、「所定の単位」を修得する必要がある。そして、この「所定の単位」とは、法律基本科目については48単位、選択科目相当科目については4単位とされている。結果、これら以外の科目である実務系科目は、司法試験受験後の未修3年次・既修2年次の後期に配置され、後回しとなる可能性が高い。たしかに、現行法下で実務系科目が司法試験科目でないことに鑑みれば、「所定の単位」に含まれないとすることは誤りであるとは言えないかもしれない。しかし、理論と実務の双方を学んだ上での司法試験と、理論のみを学んだ上でのそれは、学習効果という観点から質的に異なるだけでなく、学生の意識を含め法科大学院内での実務系科目の位置づけが、今よりも後退しかねないとの危惧がある。

### 5 おわりに

今回の制度改正について、法務省や文部科学省、法科大学院関係者からは、法科大学院建て直しのラストチャンスだという声が聞こえてくる。しかし、誰でも受験可能な予備試験が存在する一方で、法曹コースには高い司法試験合格率というたがをはめられ、しかも、在学中受験が可能になったため、法科大学院は、否応なく、受験予備校化していく。当事務所が長年月に亘って行ってきたリーガルクリニック教育はもちろん、これまで多くの実務家が担ってきた法曹教育が疎外され空洞化しかねず、今後、法曹養成の原点——なぜ我々弁護士、弁護士会は後進を養成するのか——を再確認する場面もあり得るかもしれない。

## 座談会

## ロースクールはどこへ行くのか



日時 令和2年3月18日(水)

出席者 山本 和彦氏 一橋大学法学研究科法科大学院長，一橋大学大学院法学研究科教授  
 加藤 新太郎氏 中央大学大学院法務研究科教授，弁護士  
 須藤 典明氏 日本大学大学院法務研究科教授，弁護士

## はじめに

**須藤**：法学部を含めた法学志願者が激減している中で、この4月から法学部3年プラスロースクール2年で5年一貫の法曹コースという制度が始まります。

そこで、一橋大学で教えている山本和彦先生、中央大学で教えている加藤新太郎先生、日本大学で教えている私とで、それぞれのロースクールの課題と現状などについて率直に意見交換をして、これからのロースクールという制度をどうするのがよいのか、ロースクールでは未来の弁護士や検事や裁判官としてどのような人材を育てていくべきなのかなどを検討する際のいわば生の材料を提供することができればという趣旨で、この座談会をさせていただきます。なお、話の流れで、ロースクールとも法科大学院ともいいますので、ご了解ください。

**山本**：一橋大学の山本です。大学では民事訴訟法その他民事手続法関係を教えています。現在は法科大学院長ということで、法科大学院の行政的な責任者も務めているところです。またこの制度との関係では、長らく中央教育審議会の法科大学院等特別委員会の委員として制度の改正、改革に携わってきたところですが、昨年からはその委員会の座長も務めております。

**加藤**：中央大学の法科大学院の加藤です。平成27年まで裁判所に勤めておりましたが、同年4月以降

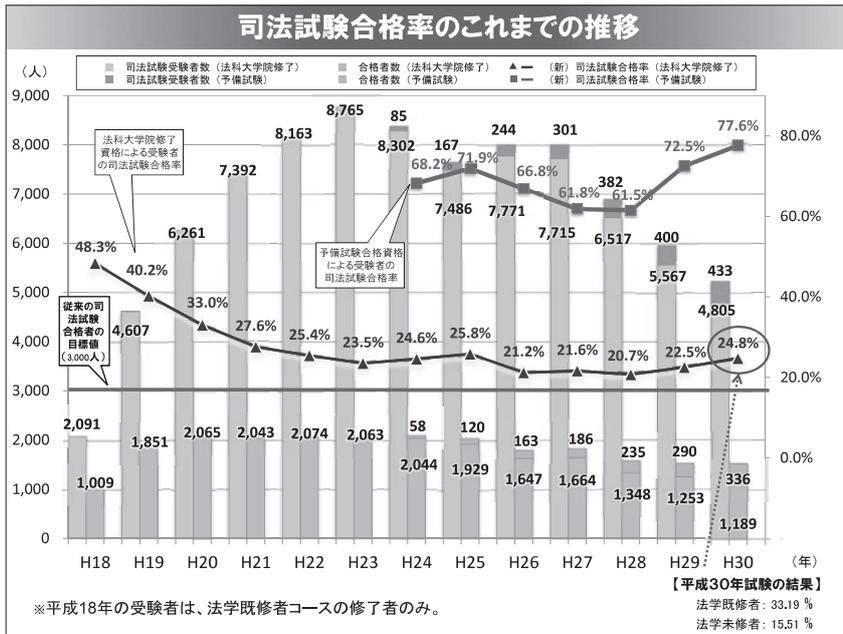
中央大学で民訴法、法曹倫理、民事事実認定などを中心に教えております。

私は、司法制度改革審議会の法曹養成検討会のメンバーとしてこの問題にかかわりました。その当時は、日弁連の3000人決議で、法曹人口を増やすためには既存の教育ではとても無理で、法科大学院をつくることが必至であるという前提でこの議論がされてきたと受け止めています。

その後、文科省の法科大学院を設立する際の特別専門委員をしまして、スタートのところにかかわっています。法科大学院の開設は準則主義で、一定の基準をつくってそれをクリアすればよろしいという形にした。それはプロセスの透明性を確保するという点で意味がありましたが、問題はその基準がそれほど高くない設定にされたために、やすやすとそれを超えてしまう基準だったということをして今に思っています。

当初は、かなり法科大学院は生き生きとやっけていまして、多様性を具体化していると受け止めていました。その後、だんだん入学者も減っていき、評判もどうかということになってきた状況を横目で眺めていましたが、今般法科大学院の教授になってあらためてその実情が分かりました。

**須藤**：私は、加藤先生と同じで平成27年まで裁判官をしておりまして、その後は日本大学ロースクールに移って教員をしております。



\*出典：文部科学省 中央教育審議会 法科大学院等特別委員会（第94回）配付資料【資料4】法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

山本先生の一橋大学，加藤先生の中央大学に比べると，日本大学は合格率がちょっと見劣りしており，大変厳しい状況にあります。ただ平成27年から夜間コースも開設しまして，現在は昼夜開講で少しずつ立ち直ってきております。

うち394人が予備試験に合格しました。そして，この394人のうち385人が司法試験を受けて，短答試験は何と381人という，ほとんど100%に近いような数字で合格しています。最終的にも315人が合格しており，予備試験資格の受験生は81.8%が司法試験に合格しているという状況になっています。

## □ロースクールと予備試験

**須藤**：まず，ロースクールの実情などの一端を簡単にご紹介させていただきますと，ロースクールは平成18年から卒業生を出して司法試験を受けているわけですが，一番受験者が多かったのは平成23年でして，8765人であり，合格者は2063人でした。その後，徐々に減ってしまいました。

これに対して，ロースクールの修了生は4081人が受けて，最終合格は1187人ですので，合格率は29.1%であり，予備試験資格の合格率81.8%と比べると，大きな乖離が生じてしまっています。

他方，予備試験は平成24年から始まり，以後，どんどん増えて，平成30年には予備試験資格で433人が司法試験を受けて，336人が最終合格しています。この年のロースクール修了生の最終合格者は1189人ですので，予備試験22%，ロースクール78%ということになります。昨年（令和元年）も，予備試験21%，ロースクール79%で，ほとんど変わりありません。

司法試験改革のときには，予備校などで暗記で司法試験に受かるのを防いで，ロースクールでしっかり考える力をつけさせるということが大きな意義として打ち出されたと思いますが，現状では予備試験を受けるための予備校が大盛況な反面，ロースクールは大きく希望者を減らしているという大変皮肉な結果になっています。

一番の問題は，ロースクールの志願者が減り続けている反面で，予備試験の希望者が増えていることです。令和元年の予備試験の志願者は1万4494人おまして，実際の受験者は1万2780人で，この

**山本**：ある意味では制度設計のときから予想されたことではあるわけで，予備試験にそもそも何らの受験資格を設けず誰でも受けられるという制度にして，予備試験に合格すれば2年ないし3年間法科大学院に行かずに司法試験を受けられて，そのまま法律家になれるという制度ですから，優秀な学生は当然そちらをまずは受けてみると。通ればもうけものという事で受けてみるということになるのは必然的なことだろうと思います。

本来この予備試験が予定していた社会人その他、法科大学院にどうしても時間的、財政的に通えない人たちをこの予備試験で法科大学院を補充していくという制度理念からすれば、明らかにそれにはかなっていない運用にはなっている。

おそらく医学部でも同じようなことをやれば、もし医学部に例えば3年、4年ぐらい行って、それで予備試験を通れば直ちに国家試験を受けられるという制度をつくれれば、医学部に6年行く人はなくなる。

しかし法科大学院という制度は、それで本当にいいのかということが問われて、プロセスとしての法曹養成ということがいわれたんだろうと思いますが、残念ながらこの予備試験が残ったことによって、そのひずみが年々拡大している状況にあるというのが私の認識です。

**加藤：**これは旧司法試験についても、一次試験を通れば中卒でも二次試験を受けられるという制度だったわけですね。それに対して新しい制度では、受験資格を大学院卒にするということですから、そのバランスを取るために予備試験を構想しなければならなかったのは、やむを得ないだろうと思うんですね。

当時から危惧する声もありましたが、それは職業選択の自由の保障という観点からしても、やむを得ない。旧制度で一次から通ったのは、木村拓哉主演の『HERO』の久利生検事は中卒という設定で描かれていますね。これまでは中卒でもよかったのにいきなり大学院卒を受験資格にするというためには、予備試験がないとまずかったらと思う。

## プロセス重視の教育の意義は？

**須藤：**山本先生からご指摘いただきましたように、よくなる優秀な人を早く合格させちゃいけないのか、

優秀なら合格させていいじゃないかという意見もあるわけですが、ただロースクールはもともと暗記ではなくて、ソクラテスメソッドなどで議論しながら考える力を付けていくことや、展開・先端科目など多様なカリキュラムを用意して広い視野に立って人材育成もやっていくという理念があったわけで、予備試験で在学生在が試験の成績だけで合格して法律実務家になってしまうのは、そのプロセスの1つが落ちてしまうのではないかと懸念もあるように思いますが。

**山本：**ちょっと首をひねって、これで通るのかと思うことはなくはないですけども、全体として見れば、優秀な人間を選抜できていることは間違いありませんし、優秀な人間というのは、ある程度トレーニングを受ければあらゆることに対応できると思います。

司法修習でもお聞きすることですが、最初に入ってきたときにはちょっとどうかと思ったけれども、1年修習をやってみると十分実務にも慣れて対応していけるというので、予備試験合格組が決して法科大学院組に実務で劣っているわけではないという評価です。

ただ我々としてやはり強調したいのは、法科大学院で教えることによって、本来優秀な人間が実務家になった後の伸び代というか、それをより多く身に付けられるのではないかとことです。試験がゴールではなくて、その後実務家としてどれだけ伸びていけるかということを考えて教育をしているわけなので、法科大学院のルートの方に入ってきていただきたいというのが我々の希望ではあるわけです。

**加藤：**私は弁護士登録もしてまして、事務所に予備試験組も結構たくさん入ってきています。新人研修で話をするのは、予備試験で通ってきた人は要領がよくて頭がいいと思っているかもしれないけれども、勉強時間は足りない。法律の勉強というのは時間が



YAMAMOTO Kazuhiko  
山本 和彦 氏

一橋大学法学研究科法科大学院長，一橋大学大学院法学研究科教授。  
専門は民事訴訟法，倒産法，仲裁法。（公財）日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長）等を務める。

ある程度必要になるので，自分たちは法科大学院組よりも優れていると思わずに，問題に直面したときには，自分の知識は相対的に少ないかもしれないという前提で，リサーチもしなければいけないし，パートナーとの議論もきちんとなさなければいけない。このような話をしているわけです。

法科大学院で教育を受けた学生は，考える方法を身に付けるよう意識的にカリキュラムの中でプロセスとして教育しています。そこで，それを受けているか，受けていないかは，その後の法曹としての仕事の仕方あるいは情報の取り方，使い方に深いところで影響するのではないかと，思うところです。

## □ロースクールでの実務教育の意味は？

**須藤：**そもそも司法試験改革では，司法試験合格後の司法研修所での集合教育を含む実務教育をどうするかが大問題でした。それでロースクールでその一部を取り込んで教育するということになりました。ですから単に司法試験に受かるということではなくて，法曹倫理や法律実務家としてのマインドも含めて，実務家になるための教育もロースクールでやるという制度設計だったのに，その部分が予備試験で大学在学中などに合格した人には欠けているのではないかということについて，両先生はどうお考えでしょうか。

**山本：**私はやはりその部分は非常に大きいと思いますね。実務教育の基礎的な部分，従来研修所が担ってきたある部分を法科大学院が担う形ということだったわけですが，結局，予備試験ではそれもペーパーテストや口述試験で試すということになっている。実務基礎科目をそのようにテストで行うと。

やはりそういうものは実務家の教員からいろいろな実体験も含めてそれを聞いて，そこで質疑応答をしていく中で，そのセンスというのが養われる性質のものなんじゃないかと思って，座学で自分で勉強して本を読んで，それで本当に法科大学院に代替するようなものになっているのかということは非常に疑問です。

さらに言えば，実務科目だけではなくて，法科大学院では先端科目とか，あるいは基礎科目といわれるような法哲学とか法制史も一定単位は取らなきゃいけないと。それによって法律家として幅広い知識を身に付けるんだということが理念としてあるわけですが，予備試験ではそこはまったく問われない。これはやはり不均衡だと思っています。

**須藤：**加藤先生はいかがですか。そもそも合格者を2000人に増やすという話が最初にあって，加藤先生が司法研修所の事務局長のときに，いろいろ工夫をして2000人には対応できるようなシステムを検討されていたように記憶していますが。

**加藤：**そうなのです。2000人止まりであれば全部大きくシステムを変えなくても受け入れることは可能でした。しかし，早い段階で3000人にするということが言われたものですから，とてもこれはできませんとなったわけで，そこら辺の見通しのギャップというのは1つあったと思いますね。

特に架橋のところは予備試験組は実際には欠けてしまっているという点はどうかというと，よほど意識しないとなかなか補えないですね。特に実務修習は1年短縮されていますから，余計それに拍車を掛けるということだと思います。

事務所にエクスターンシップで来た学生で，4年生で予備試験を経て最終まで受かったが，裁判官希望のだけれど全然自信がないと言う。何が自信な

いかというと、要するに学科の試験として対応はできるけれども、実務家としてやっていくのに欠けているものがあるという気がするということです。

それはおそらく架橋の重要性を感じていると思うんですね。それはセンスのよい認識なので、意識的にそこを修習中に補う、そういう心掛けをしていくことが必要ですと助言したことがあります。

## □ロースクールでの実務教育の効果は？

**須藤：**ロースクールでの実務教育については、本当に効果的なのだろうかという議論もないわけではないですね。ばらつきが大きく、ロースクールによって、抽象的な部分はある程度そろっているはずですが、実際には実務家になって出てきたときに、本当にロースクールで実務教育を受けてきたのかという疑問も出ることがあるように思いますが、どのようにお感じでしょうか。

**加藤：**新潟地裁に勤務していた時期に第1期生が修習生で来ました。例えば要件事実教育をどの程度受けているかということになると、法科大学院ごとのばらつきは大きかったですね。そこはそういうものだとすることで、実務で教えていかなきゃいけないと思いました。それは影の面ですね。

**山本：**司法試験の合格率を前提にすると、やはり司法試験の科目に集中せざるを得ない。それで、実務科目は司法試験にはないという現実が間違いなくある。そうすると法科大学院である程度熱心に教えていても、学生の頭は法律基本科目の方に向かって、結局実務科目については、習っているけれども研修所に行くころには忘れてしまう。

そういう意味で須藤先生が言われるような効率性の悪さというのはあると思うんですが、ただ今回3

プラス2という法曹コースという制度を導入した1つの大きな利点としては、司法試験の在学中受験ということと結び付いているわけですが、これがある程度軌道に乗ると、現在の想定では司法試験が7月に行われる予定で、3年生の後期の部分は、ある程度この司法試験に合格して、これから修習に行かなきゃいけないという学生が主として法律実務科目を受ける状況になる可能性があって、だとするとかなり学生のこの実務科目に対する取り組みが変わってくる可能性はあるのではないかと。これがうまく回れば、この制度をつくる時にいわれていた連携、まさに実務と理論の架橋というのが現実的に行える可能性も今回の制度は含んでいるのではないかと思っています。

**須藤：**これまであまりいわれていないご指摘かと思えます。新しい3年+2年の法曹コースでは、3年で法学部を修了した優秀な人たちが、ロースクールで1年半しっかり勉強して、2年目の後半には司法試験を受けることが可能になります。既修であれば2年目の後期には一応司法試験から解放された状況になるので、ここで逆にいろいろ多様な展開・先端科目も含めて幅広く選択して勉強してくれるのではないかと。ということですね。現在のロースクールでは、学生は司法試験に関係ない選択科目を取りたがらないという現実があるのですが、この部分が解消される可能性があるというご指摘でした。

## 司法修習期間が2年から1年に短くなった影響はどうか？

**須藤：**実務教育との関係では、もう1点、考えておかなければいけない問題があるように思います。従来の旧制度では、早く試験に合格した人も実務修習



KATO Shintaro  
加藤 新太郎 氏

中央大学大学院法務研究科教授。東京高裁判事（部総括）、東京高裁民事長官代行を務め、退官後弁護士登録（第一東京弁護士会会員・27期）。仲裁 ADR 法学会理事。

を2年間やっていて、その2年間の実務修習中にそれなりの数の生の事件に触れることができ、法律家としての自覚や考え方が身に付いて、修習修了時までにはある程度法律実務家としての自覚やセンスなどが涵養できた可能性があります。ところが、今は実務修習が1年間に短縮されていて、弁護、検察、民事裁判、刑事裁判それぞれが2カ月ずつであっという間に終わってしまい、修習生の話を聞いても、やっと慣れてこれからというときにはもう次の実務修習になってしまって、よく分からないまま終わってしまったので、弁護士になってから、実務修習でやっていたのはこういうことなのかと少しずつ分かって、改めて勉強をし直していますなんていう人も増えているように思いますが、いかがでしょうか。

**加藤：** 比喩的に言うと、見習いだったのが見学になった（笑）。見学だから学んでいる面もあるのですが、習得するというリアルなプロフェッション養成の根幹、基礎にあるものが薄くなったということですね。制度を変えて最も大事なものを失ってしまったということかもしれませんね。

**須藤：** 今の「見習いから見学へ」というのは的確な指摘ですね。裁判所でも、旧制度のときには各部に4カ月ずついて、地方では年に1回の修習生配属でしたから、よく面倒をみてやろうということで、書記官室も含めた部全体で必ず歓迎会や送別会をやりましたが、現在では、2カ月交替で次々に修習生が来て、慣れたころには人が替わってしまうので、書記官室からは部全体での歓迎会や送別会はやらなくていいんじゃないかという考え方も出てきているようです。

弁護士会では、我々の後輩だということで、まだかなり面倒をみるというスタンスが残っているといわれながらも、地方では、逆に修習地に定着してもらっちゃ困るという意見もあったようで、温度差も

あると聞いています。私たちのころは、実務修習で昼夜を問わず先輩方からいろいろ面倒をみてもらって、知識やノウハウだけではなく、法曹としての自覚や一体感なども伝えられてきたように感じていますが、修習期間も短くなって、法曹としての自覚や一体感などはなかなか伝わっていかないのではないのかという危惧が言われてはいるわけですが、いかがでしょうか。

**山本：** やはり法律家というのは、ある程度いろいろなことを繰り返し、繰り返しやって、それで一人前になっていく。そういう意味では養成に一定の時間が必要である職種であることは間違いないと思うんですね。

しかし他方では、社会の情勢、スピード化ということにかんがみると、そのプロセスをできるだけ効率的にして、高校を卒業してから最終的に法律家として一人前になるまでの間の期間をできるだけ短くすることが求められている部分もあるわけですね。

今回の3プラス2の改革というのはまさにそういうことで、従来は高校を卒業してから修習を修了するまで8年ぐらいかかっていたものを、最短6年で修習修了して弁護士、裁判官、検察官になれるという、医学部と同じレベルにしたということは1つ大きな改革点なんですね。

そのためには、何を教えるか、あるいは何を学ばなきゃいけないかというポイント、本当にコアの部分ですね、コアカリキュラムというのがつくられているわけですが、ここを充実させる必要がある。

修習のところでもやはり同じような形で、この修習で何を目的として、何を身に付けさせるのかということ、この1年という期間に見合ったものを、実務家になるための必要不可欠なコアな部分を絞り出して、そこを教えていくという姿勢が重要なんじゃないかと思います。

医学部の教育を見ていると、医学部のこの十数年の教育というのは、そこをまさにやってきたわけですね。コアカリキュラム。それで、悪口を言う医学部の教授は、そのコアカリキュラムを入れて医学は減ぶとかと言っています。しかし、それでないとやはりこのプロフェッション教育というのも社会的には応えられないような状況になっている。

ただそこが法学教育は必ずしもまだ十分ではない。昔のように訴訟物だけ1年教えていたみたいなお話に比べると、それはましになっているとは思いますが、ここを共通に教えるんだというコアの部分のコンセンサスが必ずしも十分に取れていないところが、現在の混迷状態を招いている部分もあるのかなと思っています。

## 各ロースクールの現状や課題は？

**須藤：**話が抽象的になってきましたので、話題を変えて、各ロースクールの現状と課題などについて、何かエピソードなどあれば交えてお話しいただければありがたいと思います。

**加藤：**中央大学は当初かなり合格率もよく、合格者数も1位だった時期があるわけですが、だんだん合格率が芳しくなくなってきて、今は合格率を上げることが一番大きな課題ということになっています。募集定員は200人ですが、追加合格を打たないとして、充足率は50%を割るような状況ですけれども、法人としても歯を食いしばって少し頑張ろうという時期になっています。

中央大学の場合は、多摩の学部段階で200人くらい法曹志望者はいる。そのうち学部卒業までに予備試験と本試験を受かってしまうという人たちもいる、また法科大学院も東大、一橋などの上位校に

行く人もいるわけで、5年前に比べると、抜ける人数が、東大、一橋がひところより入りやすくなったのかもしれませんが、より多くなってきているということがあります、そういう抜けた後の良質な層と、それから他大学からやって来る人たちを、どんなふうにもその教育手法を駆使して考える力を付けてもらうかというところが大きな課題です。

## 未修、既修との関係

**加藤：**それから未修、既修との関係でいいますと、実は既修の人は入学したときの成績をそのまま継続して合格率が高い。それも私は法律というのは時間が必要だということと関係していると思うのですが、入る前にかなり時間をかけて、学部時代の貯金を持っている人は法科大学院の教育でも効果が上がりやすく、最終合格も容易に獲得する。

これに対して、未修の人は入ってきたときの評価と全然相関関係がないんですね。プロセスで大化けする人がいる。例えば具体的なエピソードでは、地方局のアナウンサーをやって、最後には記者もやっていた女性が、結婚と同時にフリーアナウンサーになって東京に来て、法科大学院に入ってきました。その学生はさすがにそういう仕事をしてきたものですから、言葉に対する感覚とか、あるいは話していることの内容の軽重を極めて的確に受け止めるんですね。あとはアウトプットをどうすれば、分かったと評価されるのかというところを教員の方も意識して、接しましたところ、その学生は法科大学院中に子供を出産し、卒業と同時に受かりました。ですから1つは既修者はどれくらい入るまでに時間をかけているかというところを見る。未修者の方は地頭の方を見ることが大事ではないかなというのが現状です。

SUDOU Noriaki  
須藤 典明 氏

日本大学大学院法務研究科教授。東京高裁判事（部総括）を最後に、退官後弁護士登録（第二東京弁護士会会員・32期）。原子力損害賠償紛争審査会委員。

**山本：**一橋大学は、司法試験の合格率とか入学定員の充足率等についていえば、総体的には成功しているという評価になると思われかもしれませんが、やはり内部ではいろいろな問題がありまして、まず既修者では、なかなか一橋の法学部から一橋の法科大学院に来てくれる学生が多くないという状況があって、最大勢力は、誠に申し訳ないんですが、加藤先生のところの中央大学の学部生がうちの法科大学院では一番の人数を占めていると。

我々としてはやはり自分の足元、一橋の法学部から法科大学院に多く進んでもらいたいという思いは持っておりまして、そういう意味では今回の3プラス2の法曹コースというのは非常に大きな期待を掛けています。学部の段階でこの法曹コースに入ってもらって、一橋の法科大学院にできるだけ多く来てもらう。

1つ大きなネックは、先ほど出てきた予備試験でして、この法曹コースというのは、ある意味では法科大学院の準備段階という制度ですけれども、予備試験の準備段階にもなるわけですね。結局この法曹コースに入って、それで予備試験を受けても何の損にもなりませんから、結局多くの学生は予備試験を受けるんだろうと。

そうすると予備試験に通った学生はどんどん法曹コースから抜けていってしまうという事態になることは、やはり危惧されているところで、我々としてはできるだけ法科大学院の教育を受けてもらいたいと。将来のことを考えれば、法科大学院まで来てほしいという思いがありますので、法科大学院の魅力を伝えようという努力はしていますが今後2～3年見ていかなないと分からないかなということです。

それから未修者の方は、競争倍率が2倍を割るような状況になっていて、定員が取れないというよう

な状況がこのところ続いています。

やはり未修者の法科大学院離れというのはかなりひしひしと感ずるところがありまして、最初のころは非常に優秀な未修者がいて、むしろ未修者が既修者を引っ張るという状況があったわけですが。やはりこれは社会全体に法律家の魅力を感じてもらおうようにしないと、社会人が自分の仕事を辞めてまで法科大学院に来るとか、ほかの学部の学生が自分の畑ではない法律学を学ぼうという決断をさせるのは、なかなか難しいところがあります。

**須藤：**日本大学ロースクールの課題としては、日本大学法学部で学んだ優秀な学生の約半分が他大学のロースクールに流れてしまうということがあります。日大法学部の卒業生で司法試験に合格する人は毎年20人弱程度いるといわれていますが、そのうち日大ロースクールを修了している人は半分程度なのです。日大法学部にいる優秀な学生をできるだけ日大ロースクールに取り込みたいわけです。そこでこの3年+2年の法曹一貫コースが1つの起爆剤になってくれればいいなと思っています。

この法曹一貫コースによって法学部3年修了でロースクールに入学するためには、対象の法学部とロースクールとの間で、一貫教育にふさわしいカリキュラムのすり合わせなどが行われた上で連携協定を締結する必要があります。しかも、文科省から5年一貫法曹コースとしての認定を受けていることが要件になっています。そういう制度設計なので、法学部とロースクールとで協定を締結するためにカリキュラムのすり合わせが必要ですが、他大学の法学部と他大学のロースクールとがカリキュラムをすり合わせるの簡単なことではありません。現時点では、多くのロースクールは、自学の法学部とは連携協定を締結していますが、他大学の法学部とどこまで協定でき

るのかは未知数です。現在、日大法学部は日大ロースクールとだけ連携協定を締結していますので、法学部の優秀な学生を日大ロースクールに取り込めるのではないかと期待しているところです。

## 夜間コースの開設

**須藤：**もう1つ、日大ロースクールでは、夜間コースも開設している関係で、既修者の中はかなり学力格差があるという指摘が出てきています。夜間コースは社会人学生が多いわけですが、先ほど加藤先生からも話が合ったように、もともと地頭がいい人がそれなりの数入ってきています。例えば、東大を出て会社に入って活躍している人とか、授業でも目から鼻に抜けるような議論をする人もいます。

夜間コースの社会人学生のもう1つの特徴は、ロースクールが2度目の人がいるという点です。過去にロースクールで学んで司法試験を受けたものの、三振してしまって会社で働いているのですが、夜間コースで会社を辞めなくていいのであれば、もう一度ロースクールに行って、受験資格を取り直そうというのです。こういった人たちは、既に通りやっていますので、同じ既修でも法学部からストレートに入ってきた人たちと比べると学力格差があるわけです。そして、このような2回目の人たちから、自分たちのレベルに合わせて授業をしてほしいという強い要望が出てきています。でも、仮にそれに合わせると、既修とはいえ法学部からストレートで来た人たちにとっては、ついていきにくくなってしまいますので、どうするのがよいか大きな課題になりつつあります。

また、社会人学生は働いていて交渉事にも慣れていきますので、教員や事務方にさまざまな要求をして

きます。例えば、詳細なレジュメがほしい、レジュメは綴じやすくしてほしい、リモート授業参加の回数を増やしてほしい、自習室は朝早くから夜24時まで使わせてほしい、冷蔵庫や備品を増やしてほしい、共用スペースの掃除などを頻繁にしてほしいなど、切りがありません。そういったこまごまとした要望に応えるため財政的にもものすごい負担ではあるのですが、何とか踏ん張っているわけです。

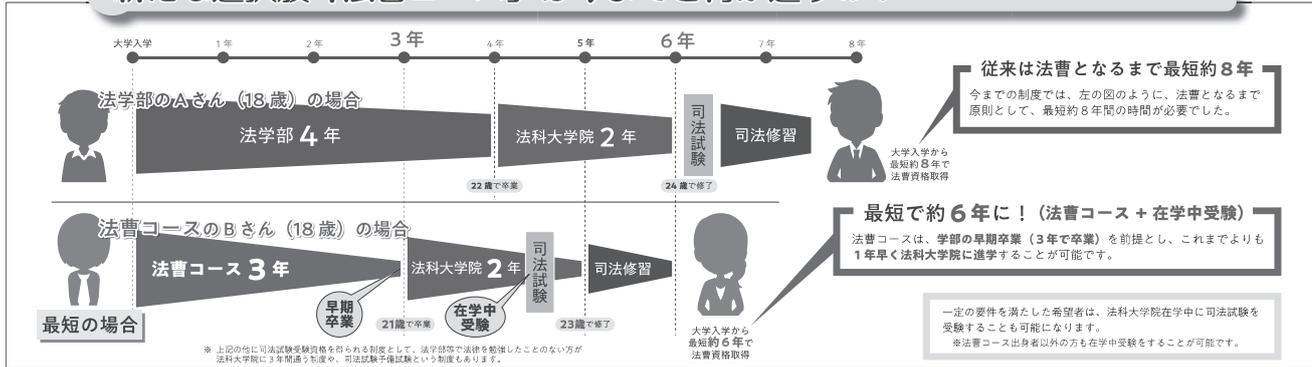
また、夜間コース既修生の修了後1年目の司法試験の最終合格率は約40%前後になっていて、未修で入ってきた人たちとの差が目立つようになってきます。もともとのロースクールの制度設計では、未修の人でも3年で一定のレベルに到達して司法試験に合格し、これまでの立場と法律家という立場とダブルの資格を持って社会で活躍してもらおうということですから、これをどう実現していくのかという課題も出ているわけです。

**加藤：**夜間コースは1つ重要なポイントですよ。人生長く職業生活をしていく時期になっている。社会人で法曹を目指そうというのはかなり強い動機があることが多いので、うまく支援していくと合格も可能であるし、資格を取ってからの活躍も期待できます。

中大でも私が教えていた中に、同じ学年で2人、司法書士資格を持った人がいまして、司法書士法人を持っている者で顧問会社もある。それで、登記だけじゃなくて不動産取引なども見てもらえるとありがたいという状況だったというので、勉学のモチベーションが高い。それなりの勉強もしていますから、わりあい勉強にもなじんできやすいということがあって、2人とも卒業した年に通ったということがありました。

これは別に他分野から来たんじゃないでなくて同じ分野から来て資格を増やしたということですが、やはり

## 新たな選択肢「法曹コース」は今までと何が違うの？ ～法曹になるまでのプロセス～



そういう多様性を持った人を1人でも2人でも多くしていくような形での教育、あるいはプロセスというものが大事ではないかと思います。

**山本：**未修者の問題として、既修者などとの格差の大きさというのはやはり非常に大きな問題で、とりわけこの3プラス2の制度をつくったことは、未修者にとってみれば、自分たちが疎外されているのではないかという印象を与えかねない。結局はこの制度は法学部の人たちのものなんだろうというイメージを、どうしても社会的に与える部分がある。もちろんつくった趣旨はそうではないんですが。

ですから現在、中教審でもやはり今期の大きな課題は、この未修者教育をどういうふうに充実させて、法科大学院全体でこの未修者の問題に取り組んでいくかということです。

**須藤：**先ほど既修生の中にも学力格差があるとお話ししましたが、実はこの点は奨学金とも関係してやや複雑な問題も生じてきています。例えば、法学部からストレートでロースクールに入学してきた人などで、1年目は入学試験の成績がよかったので奨学金がもらえたのに、実際の授業や期末試験ではロースクール2回目の人やものすごく頭のいい人が成績上位になって、GPA（成績評価指標）も高いので、ストレート組のGPAが相対的に下がってしまいます。その結果、2年目には奨学金の対象ではなくなって切れてしまう可能性が出てきます。仮に奨学金が切れるとアルバイトをしないといけない人もいますが、生活費を稼ぐほどアルバイトをしていたら司法試験に受かりづらくなります。奨学金が切れそうな学生にそう話したら、泣かれてしまったこともあります。

これとは逆に、昼夜開講で、同じ授業を提供し、試験も同じ問題でやっていますが、夜のクラスはできる学生が多いので、その中で相対評価で成績を付けると、昼のクラスに行けばAとかSという高い成績が取れる人も、夜のクラスではBに止まってしまうこともあり、奨学金に不利になっているのではないかと指摘も出てきています。

今回の3年＋2年の法曹コースによって、日大ロースクールでは令和4年4月からストレート組が入ってくる予定ですが、そのときに、一貫コースの学生と夜間コースのロースクール2回目の学生とを同じ条件で競争させていいのだろうかなど、まだ始まってないので何とも言えませんが、新たな検討課題もあるのではないかと考えています。

**加藤：**読者は3プラス2になったら全部がそうなると思われているかもしれませんが、それはそうではなくて、各法科大学院で定員を設定するわけで、中大の場合は200人の定員のうち90人を3プラス2の枠にします。ですから110人はそれ以外ということになります。

それから別の話ですけども、3プラス2にすることによって、言葉は悪いですが、囲い込み的なことをしようという考え方があるわけですが、これは制度を運営する側からすると、もっともだなと思う反面、学生の立場になったときに、上位校にできるものなら行きたいという気持ちがあるというのは、これも無理がない。

これは大変悩ましい話で、学生に言わせると学歴ロンダリングだという。中大法学部の先生が自分のゼミの学生から法科大学院への推薦状を書いてくれ

と頼まれ、一橋や慶応の推薦状を書いているといういささか皮肉なエピソードも聞くわけですが、しかし教員としては、学生の幸せを考えると、それは思うところに行ってもらって頑張ってくださいということになるんだろうと思います。一方で、自分の中大法科大学院はどうしていくかということになると、それも困るなという、アンビバレントな気持ちになるところですが。

**須藤**：山本先生、一橋はもともと一橋第1志望の人たちが法学部に来ているということではないのですか。

**山本**：それは両方あって、第1志望は東大などだった学生が来るケースもありますが、基本的には学部生の母校愛はかなり強いものは確かにあるとは思いますが。でもやはり現実的な選択になると、東大の法科大学院に行けるのであれば東大を選ぶ学生もいますし。

それからそもそも法律家以外がライバルになるわけですね。一橋はもともと商学部が中心ですので、私企業への就職を希望する学生もかなり多くて、国家公務員もそれなりの割合がいます。そういう中で法学部の中で成績が優秀な人いかに一橋の法科大学院に来てもらうかという争いになっていると思います。

**須藤**：日大法学部の場合には、本来行きたかったのは中央や慶応や東大だったという学生もいて、どんなに学部の先生が日大ロースクールを勧めても、奨学金も充実しているよと言っても、一種のリベンジで、もともと行きたかったところにやっぱり行きたいということになるようです。もうそこは止められないので、日大ロースクールの評価を上げるとともに魅力を増やすしかないのですが、簡単にはできないのが悩ましいのです。

**加藤**：中大から他大学へ抜け出た学部生と、中大に来た人たちの卒業年次における合格する割合を比較したところ、上位校に抜けていった人と、中大に

来た人とは、むしろ差はない。むしろ中大の方が少し上だというデータがあります。

私が思うのは、中大の学生が中大ローに来れば、一番人数も多いし気を使わない環境で勉強を続けることができる。ところが慶応へ行ったりすると、慶応の人が中心で、なかなかじめないというようなこともあるのではあるまいかと。

**須藤**：今のことに関して、学部でゼミを担当している先生などに聞きますと、自分のゼミの学生の中で、他大学のロースクールに行った人と、日大ロースクールに進学した人を比べると、他大学のロースクールに行った人の方が合格率が低いというのです。

**加藤**：似た話ですよ。

**須藤**：それはなぜかですが、その先生が学生と話していて感じたのは、日大ロースクールは1クラスが十数人程度の少人数である上、法学部と一体で補習や課外の講義や演習など手取り足取りのさまざまな学習支援サービスもあって、成績がぎりぎりの人たちを何とか合格させているのではないかということのようです。大きなロースクールに行ってしまうと、大人数で、自分よりも優秀な学生たちに囲まれて委縮したり、授業の内容などが合わなかったり、課外の講義などの学習支援なども受けてないので、結果的には合格できない人もいるという話でした。自分の学力や個性に合ったロースクールを選ぶことも大切なように思います。

## ロースクールは失敗なのか 発展途上なのか

**須藤**：そもそもこういったロースクールの制度というのは失敗したのか、それともまだ発展途上なのか、もちろん3年+2年という法曹一貫コースで新たに

Q  
&  
A

- Q** 法曹コースは、いつ大学に進学する学生から対象になりますか。
- A** 2019年度以降の大学入学者が対象となります。
- Q** 法曹コースには、どのように入るのですか。
- A** 法曹コースのある大学(学部)に入学し、所定の時期(多くは2年次進級時)に法曹コースを選択することになります。法曹コースは大学の法学部などの法学を学ぶ学部を設置されます。

**Q** 法曹コースに入った場合、どのようにして法曹(裁判官、検察官、弁護士)になるのですか。

**A** 法曹コースを経て法曹になるには、次のプロセスが想定されています。  
**法曹コース修了** ⇒ **法科大学院修了** ⇒ **司法試験合格** ⇒ **司法修習修了** ⇒ **法曹資格取得**  
\*一定の要件のもと法科大学院在学中に司法試験を受験することも可能になります。

**Q** 法曹コースに入ると、必ず法科大学院に進学できるのですか。

**A** 法曹コースを修了することのほか、法科大学院の入学者選抜を受験し、合格する必要があります。なお、法曹コースを設置する大学と「法曹養成連携協定」を締結している法科大学院では、入学者選抜において、法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜を実施しています。入学者選抜の詳細は法曹コースのある各大学にご確認ください。

**Q** 法曹コースに入らないと、法科大学院には進学できないのですか。

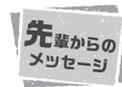
**A** 法曹コースに入らなくても、法科大学院に進学することは可能です。その場合には、法学部などで法律を学修した上で法学既修者として法科大学院に進学する方法(法学既修者コース)と、法律を学修したことのない法学未修者として法科大学院に進学する方法(法学未修者コース)があります。

**Q** 法曹コースに入ったものの、3年間で卒業できなかった場合、どうなりますか。

**A** 法曹コースを3年で修了して早期卒業することができなかった場合でも、4年目以降でコースを修了し、卒業した後に、法科大学院に進学することができます。

**Q** 法曹コースや法科大学院は、どこにありますか。

**A** 詳しくは、Webサイト、スマートフォンサイトに随時掲載する予定です。Webサイトは「[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houka/houka.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm)」を、スマートフォンサイトは下記QRコードからご確認ください。



☆現役の法曹や司法試験合格した先輩のインタビューをスマートフォンサイトに掲載しています!

- ・法曹を目指したきっかけ
- ・法科大学院で学ぶ楽しさ など
- ※今後随時追加公開する予定です。



\*出典:文部科学省 中央教育審議会 法科大学院等特別委員会(第95回) 配付資料【資料2-3】パンフレット「法曹コース3+2」

巻き直すということになるので、簡単にはいえないと思いますが、先ほど山本先生から未修者教育については十分な成果が上がっていないという状況があり、これはどこのロースクールでも同じでしょうから、このあたりから、ご意見はいかがでしょうか。

**山本:** 私自身はやはり大きな成果は上げてきたんだろうとは思っています。特に法科大学院教育初期のころは、非常に多様な分野から他学部卒業生あるいは社会人が入ってきて、先ほどお医者さんの話がありましたけれども、システムエンジニアとかいろいろなところから法律家になって、そういう人はおそらくこの法科大学院という制度がなければ、法律家になるという決断はしなかったと思う。

しかし他方では、1つはやはりあまりに当初の供給が過大過ぎたと。仮に3000人合格させるにしても、それでも合格率が7~8割には決してならないような規模で法科大学院をつくってしまったので、結局は合格率が十分なものにはなり得なかったということがあり、他方では需要の面で、仮に長期的に3000人という目標は正しかったかもしれないですが、あまりに急ぎ過ぎたところがあったことは間違いないところだと思います。2000人少しぐらいを頭打ちにして、現在は1500人という状況に落ち着いているというところから考えると、あまりにも供給と見合っていなかったために、法律家という職業自体について非常に悪いイメージを与えてしまった。この3プラス2の法曹コースの案内は高校に配っているというお話もありましたが、高校生の親御さん自体が法学部というものに対して非常に悪いイメージを持っていて、ああいうところに行っても自分の子供は将来よくなるまいんじゃないかという、我々のころからするとまった

く逆のイメージを法学部に持っているという状況があるのではないかと思います。

そういう意味ではロースクール教育自体は私は失敗だったとは思いませんし、いろいろないい面はあったと思いますが、ロースクール制度自体はやはり非常に大きな問題を抱えている。現在この3プラス2等で巻き直しを図っているというところで、私自身は今回の改革というのは最後のチャンスじゃないかと思っていますが、この法科大学院といういい面を持った制度を将来残していくために頑張らなきゃいけないと思っています。

**須藤:** 実は未修と既修の入学者の割合は、平成16年のロースクール発足当初は未修者が約63%、既修者が約37%で、未修者がだいぶ多かったのですが、平成22年には未修者53%、既修者47%でほぼ拮抗してきて、平成23年には逆転して既修者の方が多くなりました。そして平成24年からは予備試験もできて、ますます未修者は減る一方で、一昨年の平成30年の未修者は509人で過去最低でしたが、平成31年は少し回復して631人でした。他方、既修者も、平



成30年は1112人で同じく最低で、平成31年は1231人でやはり少し回復していますが、未修者が既修者の約半分程度であることは変わりません。

加藤先生から、法律の勉強には一定の時間がかかるとお話がありましたけれども、未修3年で現在の司法試験に合格するレベルに到達することは可能でしょうか、それともやっぱり難しいとお考えでしょうか。

**加藤：**それは、地頭のよい人でもう1つ学位を持っているような人が取り組む場合、昔の法学部でも専門課程というのは2年半ぐらいだったわけですから、そこは一生懸命やれば理屈の上では受かることは不可能ではないというか、十分可能だと思います。問題は、そういう資質の方がどれだけ法科大学院に来られるか。

そのためには、私の持論ですけれども、よいカリキュラム、系統的なカリキュラムを立てて、そして熱心な教員が意欲のある学生を教えると、こういう要素が整っていれば、そこは成功することは間違いないのではないかと理屈の上では思うわけです。しかし法科大学院というのは74校できましたが、その中には開学以来、1人も司法試験合格者を出していないのに、明日から法曹を養成しますと手を挙げたところに開校を認めたものもあり、歴史的に例を見ないものです。ですからよほどよいスタッフをそろえてスタートすべきだったわけですが、準則主義でそれを高いハードルなく開設させて、あとは自由競争ですよと。そのときには専門部会の中では、自然淘汰があってもよいという議論の方が実は大勢を占めたわけです。ただ教育システムというのは社会的なインフラですから、インフラに自然淘汰があってよいのかは議論の余地があります。当時のそういう議論を前提にすると、法科大学院の数が減ってしまったという

ところは、残念ながらその法科大学院の失敗ではあるけれども、制度の失敗ではないと言えるのではないかと思います。

## 志願者減の理由

**加藤：**問題は志願者が減ったというのはなぜかという、そこのところですよ。1つは多数合格者を出していた時期というのは、社会経済的に、経済情勢のあまりよくない時期だったわけですね。景気のいいときに法曹の需要が多くなるというのは経験則ですが、その逆風の時期にどんどん増やし続けて、結局勤務弁護士に入るところもなくなりましたという状況が現実ででき、それが世の中に喧伝されてしまった。

しかし、リーガルプロフェッションというのは常に一定の需要が必ずあるわけですし、またこれからは団塊の世代がどんどん引退する時期に入っていきます。したがって、この時期はいいぞと思う学生はセンスがいいというか、見通しがいいと思うわけで、そういう情報発信もうまくしていくということをしていないと、ただ3プラス2になりましたというだけではどうなのかなと思います。

**山本：**私もやはり加藤先生が言われた経済状況というのは非常に大きかったと思いますね。ある意味でこの制度が不運だったのは、制度がつくられた直後にリーマンショックが起きた。それで日本経済全体がシュリンクしたわけですが、当然のことながらリーガルプロフェッションのマーケットも非常に大きな収縮を見てしまったというところがあって、ちょうどその時期、平成21年、22年に法科大学院が人数をどんどん増やしだした。

その結果として、いわゆるノキ弁とか即独というような言葉が語られるようになり、携帯電話一本で

仕事をしているような人たちが面白おかしくマスコミ等で取り上げられるようになってしまったという、そういう意味での不運はあったとは思いますが。

### 弁護士の数を絞るべきなのか？

**須藤**：お話を伺っていて思い出したのですが、もともとこの司法制度改革の議論があったときに、日本は法曹人口が少なくて2割司法であり、リーガルサービスを受けられない人たちが大勢いるから、弁護士を増やせば事件も増えるという議論があり、そんなに増やしたら食えない人も出てしまうのではないかと、いう反対意見もありましたが、司法試験は資格試験なのだから、資格があれば当然に稼げるということにはならない、弁護士にも競争が必要で、食えなければ弁護士を辞めればよい、自然淘汰されるべきだという前提で、司法試験は一定の学修レベルに到達すれば合格させるべきで、合格者3000人とか2000人という数字は変えるべきではないということだったように思います。

今では、1500人でも多すぎるとか、食えないのだからもっと減らせという議論もありますけれども、いかがでしょうか。

**加藤**：そこは難しい問題で、例えば医学部などは医師会がかなり医学部定員について意見を言える。ですから時期的に多い少ないというのはあっても、弁護士が経験したようなダメージを受けたことはなく来ているわけですが、司法の世界はそれほど弁護士会の力は強くはなく、コントロールはできない。そういう中で、3000人決議をしたわけですね。それは普通に考えれば、最も被害を受けかねない職層の人たちがそれでいいと言っているのですから、法務省も最高裁も少し待ってみたらどうかということとは言えない、

そういう状況で司法制度改革の審議は始まっているわけですね。

ですから、資格試験でよいのだ、あるいはそうではなくて社会に必要な適正な数を供給していくというのが一番予定調和的には好ましいんだという議論を詰める前に見切りスタートしてしまった結果が、現在の状態だということではないかなと思います。

**山本**：社会の中で必要な法律家が何人なのかということ、客観的なデータを基に検討しようかと、実は一時期政府でもこの作業をしようとしたことがあったんですけども、結局いろいろなデータを積み重ねてみても、それが分からないと。あまりに多様な要素が絡み合っているものですから、そこをはじき出すのは結局難しいということにならざるを得なかった。

そういう意味では、私はその状況に応じてレスポンスに変えていくことが必要だと思います。それは企業の法務部においてもそうですし、大規模な弁護士事務所においてもそうですし、地方でも、弁護士会に聞くと足りているみたいなことを言われるわけですけども、本当にそれが利用者の立場に立って見て足りているのだろうかということを考えると、私はこの現状よりさらに減らせというのはどうかと思いますし、場合によってはやはりそういう声が起こってくれば、レスポンスにその数を変えていくことが必要だとは思っています。

**須藤**：確かに司法試験に2000人以上合格した時期には、弁護士になっても食えないという話もあったのですが、現時点では、その人たちも独立して自分で事務所を持って若手を採るぐらいになっているところも出ていますね。一時的に合格者を増やせば大変な状況にはなるわけですけども、一定期間経てばある程度吸収できる面もあるという指摘もされています。実際、弁護士で生活ができずに破たんしたと

いう話もないのですから。

それから、今までは弁護士もしくは法律家というだけで既得権的なものがあった、私が若いころは弁護士の先生たちは大変偉いというイメージで、依頼者が来ても、今から見れば上から目線の対応でも十分やっていたように思いますが、現在、弁護士が増えている都市部では、上から目線ではなかなか依頼者を獲得しにくいのではないのでしょうか。その意味では依頼者との関係性もフラットになってきて、クライアントのニーズを積極的にくみ取らないといけないことになってきて、リーガルサービスの向上に貢献している面もあるように思います。

私が教えている日本大学には多くの付属高校があって、その進学説明会などで高校生や親御さんたちに話をしたり、話を聞く機会があるのですが、私が、長年、裁判官をしていて、今は弁護士登録をして、日大ロースクールで教えていますと話しますと、それまであまり関心を示さなかった人たちがパッとこちらを見て興味津々に話を聞いてくれます。お尋ねすると、うちの町には弁護士さんはいませんか、弁護士のところへ相談に行ったことはありませんなどといわれます。日本ではまだまだ法律家の敷居が高いんだなあということを感じるのですね。

また、山本先生がおっしゃったように社会的なニーズというものを的確にとらえて、適正規模の人数が分かるのであれば、それで絞るという発想もありなのかもしれません。ただ、これ以上合格者を絞って減らせば、ますます法律家を目指す若い人たちが減ってしまうおそれがあります。増えたら増えたり何とか回っている状況なのであれば、もちろん、私も弁護士として大変なのは分かるのですが、今すぐにどうこうして合格者を減らすという話には賛成できないのです。

**加藤：**そこはまったく同感ですね。特に須藤先生が言われるように、希少性の下にあぐらをかいていたという面が昔はありました。だから比較的最近でも、例えば北陸地方のある地裁の本庁では、会社の社長さんが本人訴訟で出ていく。それはどうしてかという、弁護士が忙しくて、書面を書いてあげるから社長さん、やってきなさいよというような状態になっているという時代がついこの間まであったわけですね。

しかし弁護士の数が増えてきた結果、さすがに弁護士が訴訟代理をしていくということになって、これはあるべき形に近づき、よくなっていると言えます。また企業法務についても、インハウス・カウンセラーが司法制度改革前には100人に満たなかったものが何千人台になっているということで、これはリーガルな面での社会的な役務、法的な役務が浸透したということになるわけです。それは法科大学院ができて法曹人口を増やさなければこういうことにはならなかった。職業として、普通になっていき、それ自体が社会全体にとってプラスかマイナスかといったら、それは明らかにプラスだろうと受け止めるべきだと思いますね。

## まとめに代えて

**須藤：**最後のまとめの話になりますけれども、今までのお話も踏まえて、いろいろな問題点があるのであれば、一発試験に戻ったらどうかとか、そもそも合格者を元に戻して最大でも1000人くらいに絞ったらどうかなど、さまざまな見方の議論がありますけれど、そういったものも含めて、今後ロースクールをどのように考えていくのがいいのかという観点から、何か一言ずついただければと思います。



**山本：**私はやはり法科大学院というのは非常に貴重な制度でありますし、社会にとってはぜひとも残すべき制度なんだろうと思っています。法科大学院側にこれまでさまざまな問題があったことも確かだと思いますし、それは批判を受けてしかるべきところもあったと思いますが、徐々にその問題点はこの十数年間にわたって解消されてきていることは確かなので、それを前提にすると、果たして旧司法試験の時代が本当によかったのかと。あの時代にさまざまな問題点が指摘されて、このままでは日本の法律家はだめになってしまうというのが、この法科大学院制度の出発点だったわけですね。

法曹人口の問題もそうです。毎年500人とか1000人とかの合格者でこれからの日本社会を支えていけるのだろうかという問題意識があって、3000人という目的が適切だったかどうかはともかく、やはりもっと法律家を増やさないと、日本社会はよくなるという意識があったわけです。だから、そういう問題点を指摘するのはよいわけですが、昔の方が圧倒的によかったんだという議論は、やや私は行き過ぎたところがあるんじゃないかと思っています。

いずれにしても、教育というのはよく、「国家百年の計」といわれますけれども、なかなかその成果が見えないところがあるわけです。法科大学院で最初に法律家になった人間が、ようやく十数年たったところに来ているわけですね。ある意味ではこれからこの法科大学院というものの教育の成果が目に見えてくるときだろうと私は思っています。

そういう意味では、あまりに安易にこの10年やってみた結果を見てすぐまた変えると。それでうまくいかなかったらまたすぐ変えるというのは、日本社会においてありがちなことですが、教育制度をそういうふうに変えていくというのは私は非常に危険

だと思っています、法科大学院側も、これまでの問題の指摘を十分に踏まえながらではありますけれども、何とか引き続き頑張っていって、この制度を将来の日本に残していければいいなと思っています。

### 基礎教育の重要性

**加藤：**改革というのは常に反動を伴うんですね。ロースクールはだめじゃないかというのは、改革に対する反動の1つの具体的な表れであって、もともと質を維持し、かつ数も確保しよう、そのためには法科大学院教育というものが必要なのだというのが最適解であったわけで、そこのところに誤りはなかったと思います。

そうすると基礎教育の具体化をどうするかというところで、既得権益を持った人がそうでないことを装って批判するということは注意深く見抜かなければいけないと思うわけです。この「LIBRA」を読んでおられる読者の方々に現状を正確に知ってもらうというのが、今日の鼎談の役割かと思いますが、法曹養成教育、特に法科大学院は基礎教育であるわけですから、そこのところは、一般に考えられている以上に重要であると強調したいところです。

我々は学校で勉強し、修習でいろいろ教えてもらい、若手のときに先輩から伝承で学んできたということが多いわけですが、若いころに教えてもらった事柄というのは、ものすごく生きていますね。それは大学の先生から話を聞いたこともそうですし、修習中に指導弁護士から聞いた話もそうですけれども、基礎教育の重要性というのは強調してもし過ぎることはないと思います。そういう目で法科大学院制度も見えていく必要があるというのが私の考え方です。

**須藤：**両先生からの的確なご指摘をいただいた上で、

卑近なところを若干付け加えさせていただきますと、弁護士の方々の本音としては、そうはいわれても食えないのは困るよねという部分があります。事件を増やすためのPRも必要だと思いますが、実際には、会社ですらまだまだ訴訟に対する抵抗感があって、訴訟を起こさないで内々で解決することも少なくないですね。スピード感をもって迅速に、あまりコストをかけずに裁判所の判断が出るのが肝要であり、司法システム全体を社会的に最適化することも必要だと思っています。

また、弁護士には医療保険のような制度がないところも弱点になっていますので、そういったところも含めて、何か新しい制度などを考える必要もあるのではないのでしょうか。

それから、今回の5年一貫法曹コースの制度は、若くて優秀な人が短期間で司法試験に合格できるような制度であり、異論はありませんが、私は、短期間で司法試験に合格する人を養成するだけでなく、例えば40歳や50歳になっても、新たに法律を学んで弁護士や法律家になりたいと考える人が入学して来て、学んで、法律家になっていくことを手助けすることも、ロースクールの存在意義ではないかと考えています。儲からなくても弁護士として困っている人を助けたいという使命感を持って勉強している人たちも一定数いるわけです。目から鼻に抜けるようなタイプではなくて、教えても教えてもなかなか理解が進まない人もいて、時間はかかるのですけれども、最後には何とかマスターして司法試験に受かっていく人もいるのです。

## 社会への一定の寄与

**須藤：**そういうプロセス全体、システム全体としての

ロースクールという制度が社会的に一定の寄与をしているのではないかと感じています。

そういった意味で、司法試験の合格率だけではなく、ロースクール全体をもう少し冷静に時間をかけて検討することが必要ではないでしょうか。どのロースクールも経営的には大きな赤字だそうです。約100万円の授業料で40人入ってきても4000万円にしかありません。先生の給料すら全然賄えないのに、日大では都心にビルを3つ使ってロースクールをやっているわけです。それは、ルーツが「日本法律学校」だというだけではなく、日本社会の役に立つ法律実務家、国際的に活躍できる弁護士、恵まれない人たちのためにも一生懸命に働く弁護士、そういった人材を養成するという、ロースクールの社会的な役割を果たそうという考えがあるわけです。この座談会をお読みいただいている弁護士の皆様にも、そういったロースクール全体を見ながら議論していただければ大変ありがたいというのが、ロースクールの教員としての願いです。

**加藤：**ちょっと一言。今のことで触発されて思ったんですけれども、提携している地方の法学部があるわけですね。法科大学院と地方の大学との間がうまくワークできれば、流動性が生じる。地方の視点を持った学生さんが都会に来てまた戻っていくという、よいメカニズムになるので、それも多様性の1つを深める要素になるかなと思います。3プラス2、はそこも期待しているところがあります。

**須藤：**それでは、これをもって本日の座談会を終了させていただきます。言い過ぎや失礼な点もあったかと思いますが、何とぞご容赦いただければ幸いです。ありがとうございました。

\*この座談会はLIBRA編集会議が開催しました。